

(委員からの主な意見)

○ 生物群集保護林の地帯区分案について

特に意見なし

○ 各保護林の管理方針書案について

- ・森林生態系保護地域と生物群集保護林については、管理方針書に、希少な動物種について、その生息に必要な行為も行うことができる旨を記載できないか。

(事務局) 動物も保護の対象となり得るものの、動物種の保護のための措置を取るということと、動物種が結果的に守られるということは異なるため、記載振りについては検討したい。

- ・管理方針書において、モニタリング調査の実施間隔を5年とする場合は、その理由も記載すべき。何に重点を置いてモニタリングを行うかに関わってくる。

(事務局) その方向で検討したい。

- ・管理方針書の事務局案において、鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為を行うことができるという記載があるが、この場合の移入種には、人為によって持ち込まれた外来種のみならず、生物自らが生息・生育地を拡大した種も含まれるのか。

(事務局) 自然現象としての生息・生育地の拡大への対策ではなく、基本的には国外からの外来種への対策だが、必要に応じ、人為的な国内移入種への対策も含まれる。

- ・管理方針書の事務局案において、曖昧な表現が見られる。また、種名についても、一般的な総称が使われていたり、同一種に対して異なる名称が使われていたりする。

(事務局) 適切な表現になるよう見直す。

- ・保護林通達における管理方針書の記載要領では、希少個体群保護林については、どのような種類の個体群かの類型も記載するようになっているが、事務局案ではその記載が欠けている。

(事務局) 各希少個体群保護林の類型については、昨年度の保護林管理委員会で整理済みなので、管理方針書にも記載するようにする。

## ○ 保護林モニタリング調査について

- ・ 剣山生物群集保護林では、シカの食害による裸地化が進んでいるので、剣山のモニタリング調査に、裸地の定点調査を盛り込めないか。

（事務局）今年度のモニタリング調査は委託契約済みであるので、現契約の中で何か工夫できないか検討したい。

- ・ 保護林モニタリング調査において、希少個体群保護林の対象樹種の世代交代が行われているかどうかの調査が十分でない。調査項目の見直しの機会はないか。

（事務局）来年度以降の保護林調査の内容については、昨年度改訂された林野庁による保護林調査マニュアルを踏まえて見直すこととしているので、その中で検討したい。

## ○ その他

- ・ 職員は各保護林をどのくらいの頻度で巡視しているのか。

（事務局）アクセス等の条件により頻度に差があるものの、機会を捉えてできるだけ現地を確認するようにしている。

- ・ 森林管理局では保護林の対象種としていない種で、環境省や各県の指定する絶滅危惧種が生息・生育しているという情報があった場合、どうするのか。

（事務局）森林管理局として保護のための措置を取り得る種かということも含めて、個々に検討したい。

- ・ 資料で「シカによる被害」という語が使われているが、天然林では何を被害とするかの定義が難しいので、「シカによる強い影響」など中立的な表現のほうがよい。

（事務局）中立的な表現を用いるようにする。

（以上）